

【令和2年度 陳情第6号】

「町道編入に関する陳情書」についての審査報告

産業厚生常任委員会委員長より報告いたします。

当委員会に付託されました令和2年度陳情第6号「町道編入に関する陳情書」について、令和2年12月8日午前9時30分より、審議会室において、産業厚生常任委員7名、執行部から野口建設課長、兼田維持管理係長が出席し、審議を行いました。

審議に先立ち、陳情者である西木倉地区の たかぞえたかまさ 高添孝眞区長に出席いただき、本件の趣旨説明を受けた後、全員で現地を調査しました。

現地において、陳情に係る道路は、御船町中央土地改良区所有の部分と御船町が管理する道路で構成されること。また、通学用道路をはじめとする生活道路として周辺住民等に利用されていること、さらには、道路に付設された側溝は用水路として利用されているが蓋が設置されていない箇所があり、歩行者にとっては極めて危険であること等を確認しました。

現地調査後、審議会室において審議を行いました。陳情に係る道路及び付随する側溝が御船中央土地改良区所有のものを含むことから、それが無償で町へ譲渡していただけるかどうか、このことが議題となる当該土地改良区理事会での結果を受けて再度委員会を開催することとして、この日の審議を終わりました。

令和3年1月19日に御船中央土地改良区理事会が開かれ、理事長に結果を伺ったところ、「土地改良区所有の道路は町へ無償で譲渡しても良いが、側溝は用水路として管理する必要があるため譲渡できない」とのことでした。

これを受けて、令和3年2月9日午後1時30分より、審議会室において、産業厚生常任委員7名及び執行部から野口建設課長、緒方環境保全課長ほか関係係長が

出席し、2回目の審議を行いました。

審議においては、「陳情に係る道路に埋設されている上下水道の私有管問題を解決したうえで町道編入をするべきである。」、一方では「まずは陳情の趣旨である町道編入の採択が必要であり、上下水道の私有管問題は引き続き執行部の対応を求めていく」などの意見が出された後、本件について採決を行った結果、全会一致で「採択」にすることと決しました。

本会議においても、委員長の報告どおり「採択」としていただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。